

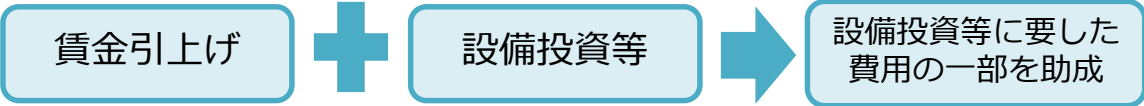
令和7年度「業務改善助成金」のご案内

熊本労働局版

『業務改善助成金』は、生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

助成金の概要

事業場内最低賃金を一定額以上引き上げ、設備投資等（機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など）を行った場合に、その費用の一部を助成します。



詳しくはHPをご覧ください！

 業務改善助成金 **検索**



助成上限額

コース区分	引上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額 () 内事業場規模30人未満	助成対象事業場	助成率
30円コース	30円以上	1人	30万円(60万円)	以下の3つの要件を満たす事業場 ・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金が952円～1,033円以内であること（令和7年9月5日から拡充） ・解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと	事業場内の最低賃金が 1,000円未満 4/5
		2～3人	50万円(90万円)		
		4～6人	70万円(100万円)		
		7人以上	100万円(120万円)		
		※10人以上	120万円(130万円)		
45円コース	45円以上	1人	45万円(80万円)		1,000円以上 3/4
		2～3人	70万円(110万円)		
		4～6人	100万円(140万円)		
		7人以上	150万円(160万円)		
		※10人以上	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円(110万円)		※10人以上の助成上限額区分は「特例事業者」のみが対象となります。 「特例事業者」 ①事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者 又は ②原材料費の高騰などの影響を受けている事業者（物価高騰等要件）
		2～3人	90万円(160万円)		
		4～6人	150万円(190万円)		
		7人以上	230万円		
		※10人以上	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円(170万円)		
		2～3人	150万円(240万円)		
		4～6人	270万円(290万円)		
		7人以上	450万円		
		※10人以上	600万円		

PC、スマホ、タブレットの新規購入、定員7人以上又は車両本体価格200万円以下の自動車なども「物価高騰等要件」に該当した場合は対象になります。

「物価高騰等要件」：原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

◆ 熊本県以外の地域に事業場がある場合は、その地域の地域別最低賃金が適用されます。詳しくは該当の都道府県労働局にお問い合わせください。

○ 申請の流れや注意事項については裏面をご覧ください。

助成金支給までの流れ

交付申請書・事業実施計画などを、熊本労働局雇用環境・均等室に提出

審査

交付決定後、
提出した計画に
沿って事業実施

労働局に
事業実施結果を
報告

審査

支給

ご留意頂きたい事項

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される地域 別最低賃金改定日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される地域 別最低賃金改定日の前日	令和8年1月31日

お問い合わせ先

◆ 業務改善助成金コールセンター

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日9:00～17:00）

◆ 熊本働き方改革推進支援センター

〒860-0041 熊本市中央区細工町4-30-1 扇寿ビル5階

電話番号：0120-041-124（受付時間 平日9:00～17:00）

社労士等の専門家が、中小企業事業主の方からの労務管理上の相談に応じています。
相談無料、秘密厳守です。

賃金引き上げ後の申請について（令和7年9月5日～）

- ◆ 賃金引き上げ後の申請を行う場合は、申請時に①引き上げ前の6か月分の賃金台帳、②引き上げを行った月の賃金台帳、③事業場内最低賃金を定めた「就業規則（意見書を含む）」の提出が必要です。
- ◆ 申請時に引き上げ後の賃金の支払いが確認出来ない場合は拡充の対象外となり、受付できません。
- ◆ 申請期限は、申請事業場に適用される地域別最低賃金改定日の前日です。



【申請先】熊本労働局雇用環境・均等室

〒860-8514 熊本市西区春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階

電話096-312-3556